

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1 地域福祉計画のねらい

### 1 地域福祉の必要性

近年、私たちの地域社会を取りまく状況は、少子高齢化、人口減少や価値観の多様化、地域における人々のつながりの希薄化等により、かつて当たり前にも共有していた地域住民相互のつながりが薄れてきています。

また、子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待や、ひきこもりなど個人課題についての多様化も見られます。さらに、高齢者、生活困窮者の孤独死、高齢者や障がい者に対する※消費者被害、※特殊詐欺被害など地域福祉をめぐる課題は複雑化・深刻化しており課題への対応が求められています。

こうしたなかで、公的なサービスだけでは対応が極めて難しい状況となっていることから、地域における住民相互の助け合いや支え合いが益々重要な課題となっています。

このような課題を抱えた者だけではなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄れることができる居場所や、地域住民、専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備が重要となります。

個人や家庭の抱える複合的課題などへの包括的な支援を行っていくため、地域の課題を「丸ごと」受け止め、他人事を「我が事」と考える地域づくりに参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく※「地域共生社会」が求められます。こうした中、地域共生社会の考え方が社会福祉法にも位置付けられ、地域住民と行政等との※協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画が努力義務化されました。

本市では、各個別計画に基づき、多様なサービスを計画的に整備するとともに、※自殺対策基本法に規定される「自殺対策計画」の策定と、地域の高齢者の多様なニーズに対応するため、介護、福祉、保健、医療等が連携、協力し地域の実情に即した活動ができるような地域福祉体制の構築にむけて取り組み、子どもから高齢者まですべての住民同士が支え合い、助け合いながら暮らせるまちづくりを実現させるため『第4期地域福祉計画』を策定するものです。

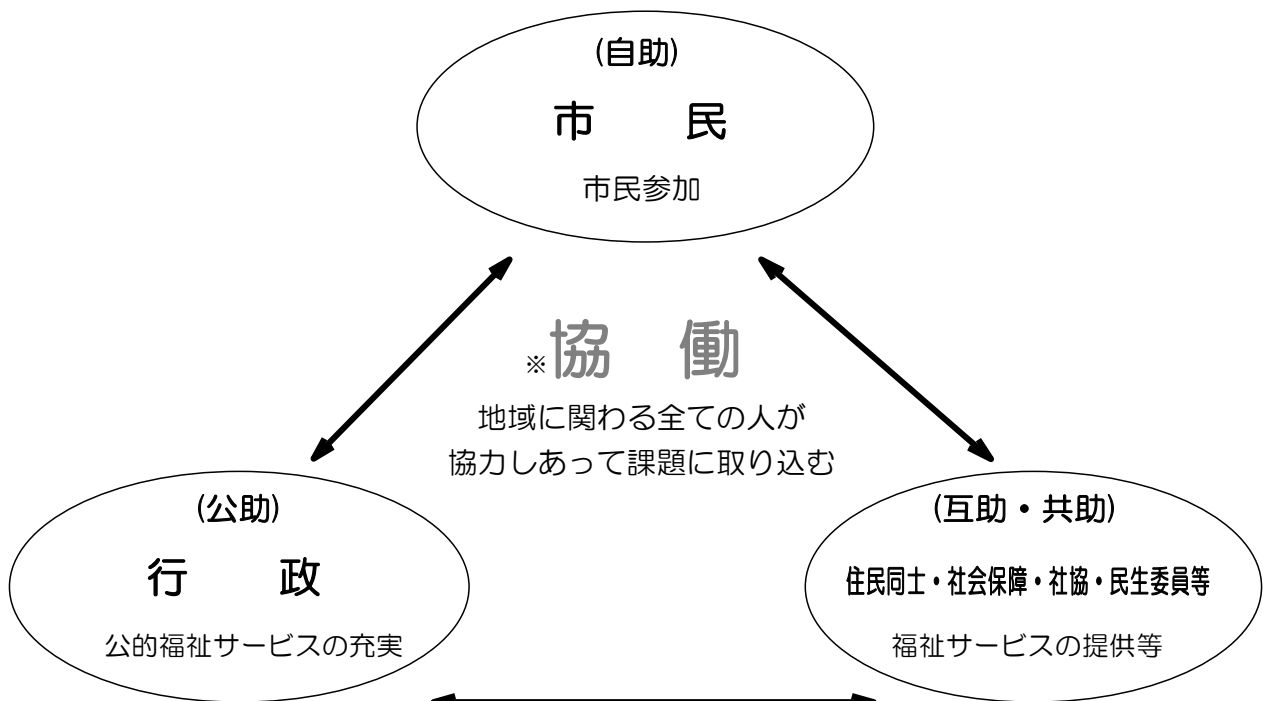
## 2 地域福祉とは

「地域福祉」とは…

- ◇市民の積極的な参加のもとで、
- ◇行政、自治会、社会福祉協議会、事業者、※ボランティア・※NPO等  
地域のなかで多様な主体が相互に協力しあい、
- ◇全ての人々が地域社会の一員として、尊厳をもって地域で暮らして  
いけるような自らの地域の個性ある福祉をつくり上げること

以上の理念のもと、地域福祉を推進する基本的な考え方は、住み慣れた地域や家庭のなかで、安心してその人らしい自立した生活を営むことができるようにお互いの生活上の課題を認識し、より一層のコミュニティを発展させ、共に生きる社会づくりを進めることです。

### ▷▷▷ 地域福祉のイメージ ◁◁◁

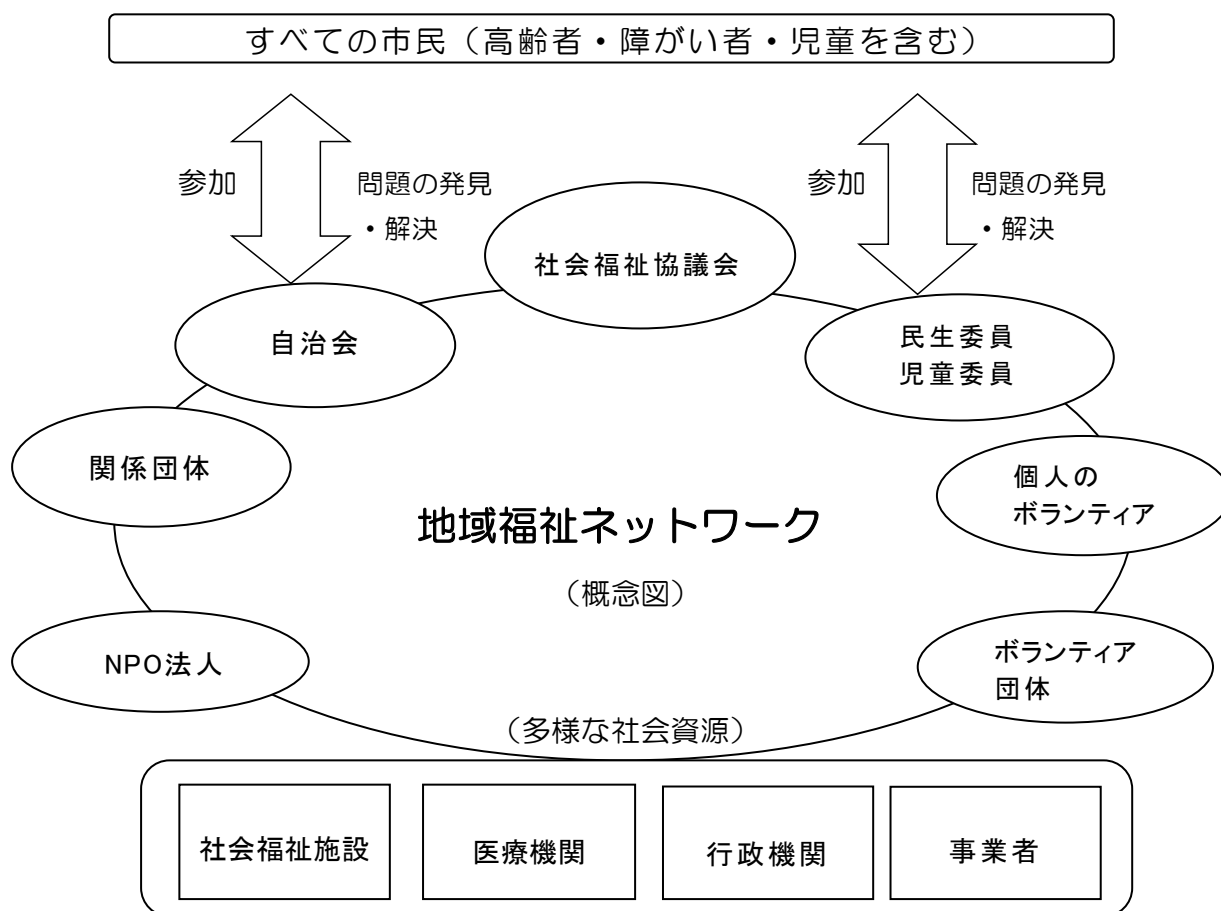


## ○自助・互助・共助・公助のバランス

地域福祉を推進するためには、行政だけでなく、市民や団体、事業者もそれぞれの役割を果たしながら連携することが大切です。

第3期計画では、「自助」「共助」「公助」の3つの効果的連携による課題解決に向けた仕組みづくりの方向性を示していましたが、第4期計画では、市民の身近な地域に基盤をおいて、援助を必要としている人の自立しようとする意欲やその家族らによる「自助」、社会保障や介護保険サービス等による「共助」、行政や制度的なサービスである「公助」、さらには住民同士の支え合い・助け合いといった「互助」も重要となっていることから、「自助・互助・共助・公助」を重層的に組み合わせた取組を推進することが重要です。

また、「互助」「共助」も相互的に支え合っているという観点で共通しており、一体性があると考えられるため、第4期計画では「互助・共助」と記載することとします。



## 第2 計画の位置づけ

### 1 法に基づく地域福祉の推進

本計画は、※社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目標を定めるものです。

【社会福祉法（抜すい）】

市町村地域福祉計画（平成30年4月施行）

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

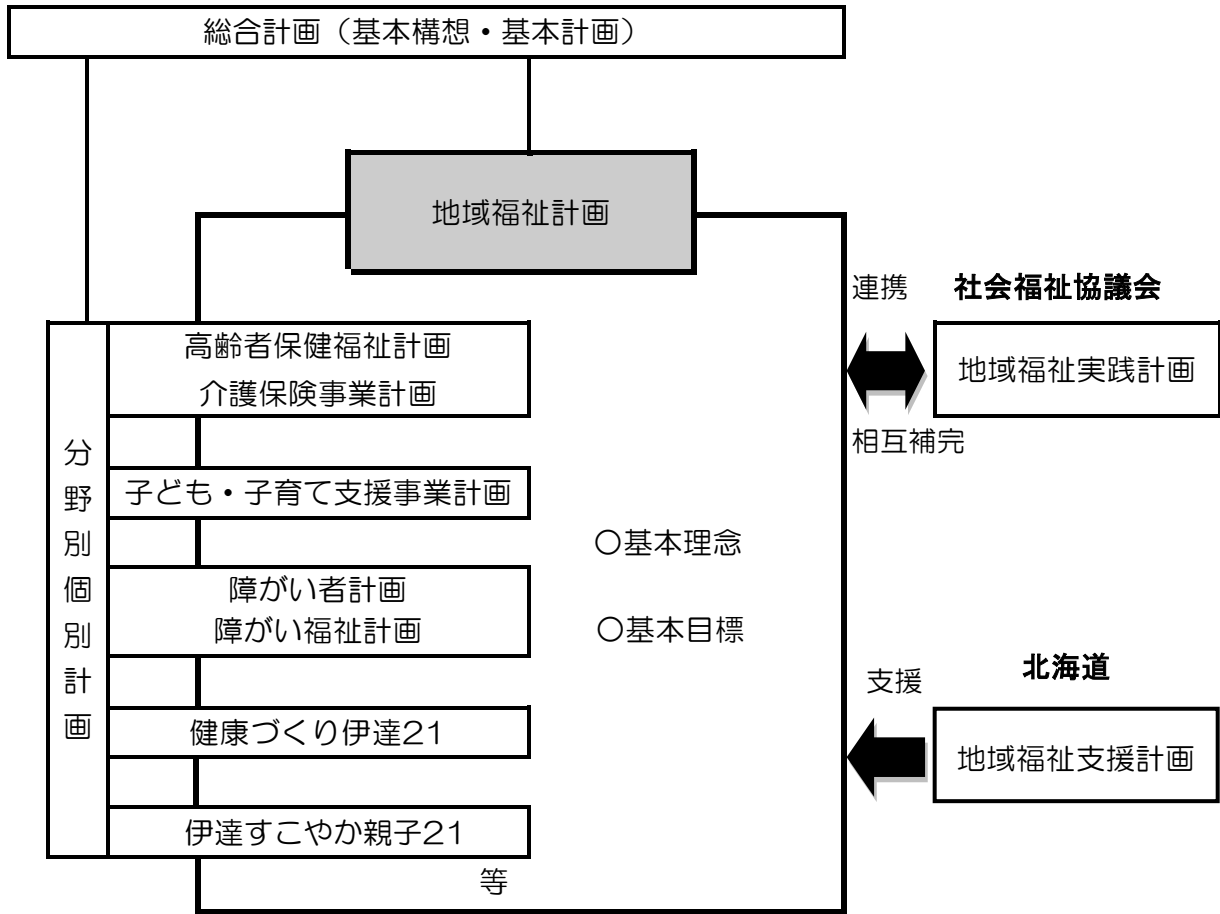
### 2 各計画との関係

本計画は、「第7次伊達市総合計画」を上位計画とした地域福祉を推進する計画で、基本理念や基本目標、今後の取組方策を示したものです。

総合計画に掲げる本市の将来像“みんなが豊かさを感じられる市民幸福度最高のまち”を推進するため、高齢者や障がい者、子ども・子育て世代など保健福祉分野において策定している個別計画の上位計画としてこれらを内包するものです。

また、社会福祉協議会で策定する「地域福祉実践計画」との相互連携を図りながら進めていくこととします。

▷▷▷ 地域福祉計画の位置づけ ◁◁◁



○ 保健福祉分野の個別計画

区分	計画の呼称	計画期間	根拠法	担当部署
法定計画	伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第7期計画	2018~2020 (3か年)	老人福祉法 介護保険法	高齢福祉課
	伊達市子ども・子育て支援事業計画	2015~2019 (5か年)	子ども・子育て支援法	子育て支援課
	第3期伊達市障がい者計画	2019~2025 (7か年)	障害者基本法	社会福祉課
	第5期伊達市障がい福祉計画	2018~2020 (3か年)	障害者総合支援法	社会福祉課
	第2次健康づくり伊達21	2013~2022 (10か年)	健康増進法	健康推進課
	第2次伊達すこやか親子21	2016~2024 (9か年)	健康増進法 母子保健法	健康推進課

### 3 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核的な団体として位置づけられ、地域住民や福祉関連団体、ボランティアなどの自主自発的な参加を得て、地域福祉の推進に積極的に取り組んでいます。

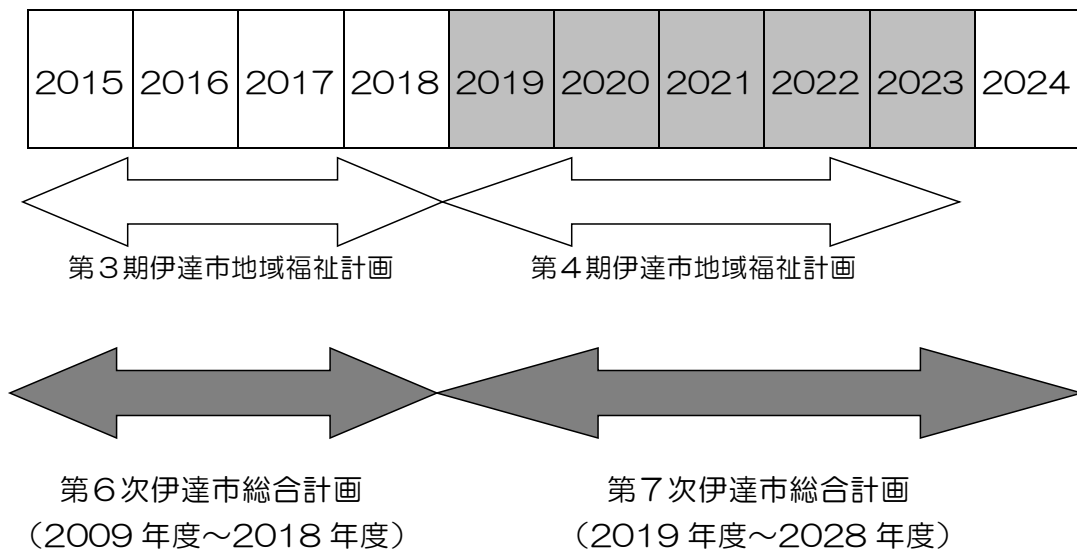
地域と市との協働関係を築く上で、※コーディネーターとしての役割も大きく、市と社会福祉との役割を明確にし、連携を深める中で取り組みを進めていくことが大切です。

また、社会福祉協議会はこれらの活動を体系的に推進するため「地域福祉実践計画」を策定しています。

このため、社会福祉協議会と協調のもと、連携と相互補完により両計画を一体的に推進することが重要です。

### 第3 計画の期間

本計画は、2019年度から2023年度までの5か年計画とします。  
国や道の動向、社会情勢、福祉関連制度の改正、市民の※ニーズの変化など必要に応じて計画の見直しを進めることとします。



### 第4 福祉圏域の考え方

地域福祉計画では、人口、地理的条件、交通等などに留意して、住民同士が共通の生活課題を持って活動できる圏域を福祉圏域と考えます。これまでの地域福祉計画では、福祉圏域については明確にし取組を進めていた訳ではありませんが、第4期計画では伊達地区と大滝区の行政区域を一つの圏域として位置づけ、共通して取り組んでいきたいと考えます。

また、この圏域を基本として市民の地域福祉活動を推進するとともに、福祉サービスの提供にあたっては考慮していきます。